

津ヨットハーバー利用者 各位

一般財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター
理事長 前 葉 泰 幸

津ヨットハーバーにおける機械警備導入について

平素は、津ヨットハーバーの運営及び当一般財団の事業等にご理解ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、津ヨットハーバーの夜間警備を強化するため、平成25年11月1日（試行期間有）より、機械警備を導入いたしました。夜間の入退場等でご不便をおかけすることもあるかと思いますが、津ヨットハーバー全体の防犯対策でありますので、何卒ご理解ご協力を賜われますようよろしくお願いいたします。

なお、当面は従来とおりの宿直体制を継続いたしますが、機械警備の実効性を検証した後、宿直態勢を廃止し経費削減につなげ、安定したハーバー運営の原資とする所存でございます。

また、陸上艇置場において、火気の使用が見受けられますが、利用者相互の協力により津ヨットハーバーの施設環境が成り立っておりますので、津ヨットハーバー管理規則を遵守していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

記

1. 警備会社

三重総合警備保障株式会社（ALSOKグループ）

2. 警備内容

津ヨットハーバー外周（一部除く）に設置した赤外線センサーが作動した場合、カメラ映像及び警備員の現場確認により侵入者を特定し、退場させる。また、門扉開放状況を検知した場合、警備員が門扉を閉じる。

3. 機械警備時間

職員退社時 から 職員出勤時 まで。（門扉が閉まっている間）

4. 警備時間内の入退場方法

従来とおりに行って下さい。（開けた門扉は必ず閉めて下さい。）

5. 誤って警報を発した場合の対応（お願い）

警備中は外周に近づかないようお願いいたします。警備感知内に入ってしまった場合、急行してくる警備員に氏名等を告げ施設利用者で誤報である旨を申し出て下さい。

6. その他

機械警備導入に合わせ「屋外シャワー室」を24時間使用可とします。

※ 機械警備導入は、あくまでも津ヨットハーバー全体の自主防衛の観点から実施するものであり、盗難等を補償するものではありません。盗難等については、従来とおりに各利用者において自己管理をお願いいたします。